

審 査 基 準 整 理 票

処分名	大津市市民活動センターの会議室等の使用許可を受けた事項の変更の承認		
根拠法令名	大津市市民活動センターの管理運営に関する規則 (平成17年規則第125号)	(条項) 第 7 条第 1 項	
基準法令名			
所管部署	市民部 自治協働課市民活動推進室 市民協働グループ		
標準処理期間	2 日	法定処理期間	— 日
【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載 】 】			
〔使用許可を受けた事項の変更の承認基準〕 使用許可を受けた事項の変更の承認に係る審査基準は、大津市市民活動センター会議室等の使用許可の審査基準に準じ、大津市市民活動センター条例第 4 条第 3 項各号に掲げる会議室等の不許可事由に該当しないことを基準とする。ただし、会議室の使用許可の変更は、許可を受けた使用日時ごとに 1 回限り、当該使用日の前日までに申請があった場合に承認するものとする。この場合において、使用する会議室及び使用時間数は変更することができないものとする。 なお、同項第 3 号に規定する「その他センターの管理上支障があると認められるとき。」とは、大津市市民活動センターの管理運営に関する規則第 4 条各号に規定する事項を遵守しないおそれがあると認められるときとする。			

参 考

[根拠法令]

大津市市民活動センターの管理運営に関する規則

(使用許可を受けた事項の変更等)

第7条 条例第4条第1項の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、会議室、スモールオフィス、ロッカー又はメールボックス（以下「会議室等」という。）の使用の期日その他許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、所長に申し出てその承認を受けなければならない。

[参考法令]

大津市市民活動センター条例

(使用の許可)

第4条

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 会議室等の施設又は設備を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。
- (3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

大津市市民活動センターの管理運営に関する規則

(入館者の遵守事項)

第4条 センターの入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 会議室等の施設又は設備を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。
- (3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。